



平成 30 年 1 月 10 日

各 位

会 社 名 ルーデン・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西岡 孝
(JASDAQ・コード1400)
問合せ先 取締役管理部門管掌兼管理本部長
佐々木 悟
電 話 03-5332-5374

第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集並びに主要株主の異動の見込みに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 1 月 10 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される株式（以下「本新株式」といいます。）の募集及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと（以下、本新株式及び本新株予約権の募集を総称して「本第三者割当」といいます。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。また、払込期日において主要株主の異動が見込まれますので併せてお知らせいたします。

I. 第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集について

1. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

(1) 払込期日	平成 30 年 1 月 26 日
(2) 発行新株式数	1, 011, 100 株
(3) 発行価額	1 株につき 370 円
(4) 調達資金の額	374, 107, 000 円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期をご参照下さい。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます チャイナトラベル 1 号有限責任事業組合 1, 011, 100 株
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。

(注) 1. 末尾に本新株式の発行要項を添付しております。

<本新株予約権の募集の概要>

(1)割当日	平成 30 年 1 月 26 日
(2)新株予約権の総数	10,111 個
(3)発行価額	総額 5,237,498 円 (新株予約権 1 個当たり 518 円)
(4)当該発行による潜在株式数	1,011,100 株
(5)資金調達の額	379,344,498 円 (内訳) 新株予約権発行分 5,237,498 円 新株予約権行使分 374,107,000 円 上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。
(6)行使価額	1 株当たり 370 円
(7)募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 チャイナトラベル 2 号有限責任事業組合 10,111 個
(8)その他	①譲渡制限 本新株予約権の当該権利の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。 ②取得条項 本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権全部又は一部を取得することができます。 ③その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(注)末尾に本新株予約権の発行要項を添付しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達のための目的及び理由

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社及び連結子会社5社の計6社により構成されており、新築住宅の壁、フローリングなどへのコーティング加工、住宅の設備交換、リフォーム工事、インテリア、家電商品などの販売、卸を手掛けるハウスクエア事業、事業用ビル管理、マンション管理、ビルメンテナンス、公共施設の清掃・設備管理を手掛けるビル総合管理事業及び用地の取得、建造物計画の作成、不動産販売などを行う不動産開発、不動産仲介および不動産コンサルティングを手掛ける総合不動産事業を行うことで、生活に関わる様々なサービスを提供するトータルライフケアサービス(生活総合支援企業)を展開しております。

当社グループの既存事業と密接に関連する新築マンション市場、特に首都圏マンション市場におきましては、当社の予想に比して非常に厳しい状況で推移いたしました。

当社グループもマンションデベロッパー及び管理会社との更なる関係強化及び新規法人顧客開拓の強化といった課題に取り組んでおりますが、このような状況から脱却するためには、事業の見直しや新たな収益基盤の確立が喫緊の課題であるとの認識のもと、具体的な戦略を伴った事業展開を行っていくことが、最善の解決策であると考えております。このたび、別途平成30年1月10日付「不動産事業における上海徳威企業発展股份有限公司との業務契約締結に関するお知らせ」並びに「旅行事業における上海中信国際集团有限公司(CITICグループ)との業務契約締結に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、上海徳威企業発展股份有限公司(以下、「上海徳威」といいます。)、上海中信国際旅行社有限公司(以下、「上海中信国際」といいます。)らとの業務提携により、中国からの日本国内における不動産取得に対するインバウンド需要を取り込むべく新たなビジネスを展開する予定であります。

このような取り組みは平成29年2月23日付で開示しております弊社「平成29年12月期～平成31年12月期中期経営計画」における総合不動産事業の発展に対する施策のひとつであり、こうした構想を基に、当社が今後も持続的な事業成長を実現するためには、以下の資金需要があります。

① 販売用不動産及び取得資金

上記の開示のとおり、中国国内においては、中国国内(特に都心部)の不動産価格バブルによる高騰の影響から中国国外不動産へのシフトが進んでいるといわれております。中国国内不動産情報サイト「房天下」が発表した『2016年中国人による海外住宅購入情勢報告』によると、日本は米国、オーストラリアとカナダに次ぐ中国人が選ぶ4番目の不動産投資対象国となり、所有権の認められない中国と異なり永久所有権が認められており、特に中国国内と比較して利回りの高いとされる日本国内における不動産ニーズが高まっているとのことです。当社は、平成29年5月29日付で、不動産の開発、分譲及びマンションやビルの買取り、販売を行う子会社であった株式会社エルトレードについて、同社株式を第三者に対して売却し、当社グループからの除外を行いました。こうした訪日外国人の増加に着目し、特に訪日中国人の日本国内の不動産に対するニーズに応えるべく、新たな視点で有力な中国現地法人との戦略的な業務提携を行い、有力な日本国内に対する顧客送客、不動産仕入、販売といったプラットフォームを改めて構築することが最適であると判断し、こうしたニーズに応えるべく、上海徳威、上海中信国際(CITICグループ)との提携により、訪日中国人を当社の物件へ誘致するプラットフォームを構築することと致しました。販売予定先が日本国内の不動産に対して興味が高いとされる訪日中国人に特化したツアー客を対象とすることや提携先である中国有力企業の人的リソースや集客ネットワークを活用することから、一定の物件仕入に対するリスクは生じるものの、高利益が見込める不動産販売を行ったとしても回収は十分可能と判断しております。

なお、当該取り組みは平成29年9月1日付で設立した弊社子会社であり、宅地建物取引業者としての資格を有する株式会社R・T・S リンテージ(以下、「RTS社」といいます。)を戦略的なエンティティと位置付け、RTS社にて推進する予定であります。なお当社にて今回調達した資金については、RTS社への全額融資を行い、RTS社より支出を行う予定です。

具体的には、中国国内で日本国内の不動産に対する興味が高い中国人旅行者をターゲットとし、日本国内への不動産視察を目的とした「不動産視察ツアー」を企画することを想定しており、上海中信国際は旅行の企画、告知、アレンジなどを行います。当社グループならびに上海徳威でソーシングした

販売用不動産を中心にツアーを組むことでニーズを有した訪日中国人とのスムーズな導線の確保が可能となることで早期に収益の成約率が高まり、双方の収益基盤の構築が可能であると見込んでおります。

他方、エルトレードの売却等により、販売用不動産の在庫ならびに仕入が不足している現状から、新たに当該取り組みに際し、訪日中国人に対する販売用不動産の調達を行う必要があり、本第三者割当により調達した資金により訪日中国旅行客に向けに調達し5~7%程度の利回りが期待できる収益不動産物件の販売を実施する予定であります。

②新規マンション建設に向けた土地仕入資金

弊社は、文京区千駄木地区において、新築マンションの建築を計画しております。千駄木地区は「谷根千」と言われ一帯は下町の情緒溢れる街として有名であり、東京大学や東京芸術大学が近くにあることから勉学に勤しむ学生の町として注目を集めています。都内の物件と比較して将来的な値上がりが見込め、学生向けなど安定して需要が高く継続的な収益を見込める地域であることから訪日中国人をターゲットとした物件の建設が可能であると判断し、当該土地の仕入を予定しております。なお、当該新築マンションは平成30年夏頃の建設、秋以降の一棟売りでの販売を予定しています。

当該新築マンションの建設プロジェクトもRTS社にて推進する予定であり、今回当社にて調達した資金についてRTS社への全額融資を行い、RTS社より支出を行う予定です。

本第三者割当てで調達した資金を販売用不動産取得における資金ならびに新規マンション建設に向けた土地仕入資金に充当することにより、当社の持続的な事業成長を実現することで、当社の企業価値増大に寄与していくものと判断しております。

(2)資金調達の方法として本第三者割当による新株式及び新株予約権発行を選定した理由

当社は、当社の成長戦略において必要となる機動的な資金調達を見込み、当社の成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標をご理解いただける割当先を模索してまいりました。資金調達の方法としては、事業規模の拡大を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質やこれ以上の負債比率の上昇は好ましくないとの理由から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。

直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間及びコストも第三者割当による新株式及び新株予約権の発行より割高であることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

その一方で、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせ今回の資金調達のスキームは、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるのと同時に、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。なお、当初の計画どおりに、本新株予約権の行使による資金調達を行うことができない場合、成長戦略に係る資金の支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

(本新株予約権の特徴)

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

<メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、発行当初から行使価額は370円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から1,011,100株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた

場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

- ② 本新株予約権には、上述「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日を決議することができます。
- ③ 本新株予約権には、当該権利の譲渡が禁止される旨の制限が付されております

<デメリットとなる要素>

- ① 本新株予約権の行使が進んだ場合、1,011,100株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。
- ② 新株予約権の行使が進まない可能性
当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず当社の予定する資金調達が行えない可能性があります。
- ③ 当社の株価が下落する可能性
割当予定先であるチャイナトラベル1号有限責任事業組合（以下、「チャイナトラベル1号ファンド」といいます。）並びにチャイナトラベル2号有限責任事業組合（以下、「チャイナトラベル2号ファンド」といいます。）は、本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式について市場において売却する可能性があります。この場合、当社の株価が下落する可能性があります。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	753,451,498 円
(内訳)	
(ア) 新株式発行による調達額	374,107,000 円
(イ) 新株予約権の発行	5,237,498 円
(ウ) 新株予約権の行使	374,107,000 円
② 発行諸費用の概算額	5,900,000 円
③ 差引手取概算額	747,551,498 円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込価額 374,107,000 円に本新株予約権の払込金額の総額 5,237,498 円及び行使に際して払い込むべき金額 374,107,000 円の合計 379,344,498 円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

- 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。
- 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用・弁護士費用 2,700,000 円、割当予定先等調査費用 200,000 円、新株予約権価格算定費用 1,500,000 円、有価証券届出書作成費用 1,500,000 円、を予定しております。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 販売用不動産取得における資金	347	平成30年1月～ 平成30年2月
② 新規マンション建設に向けた土地仕入資金	25	平成30年3月～ 平成30年4月

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
② 新規マンション建設に向けた土地仕入資金	374	平成30年3月～ 平成30年4月

- (注) 1. 調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります。
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金での充当にて対応予定です。
3. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

本第三者割当により調達される手取金の使途のより具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

① 販売用不動産の取得資金

上記「販売用不動産取得における資金」に記載とおり、訪日中国人のニーズにマッチすると当社グループが判断する販売用不動産取得の資金として347百万円を予定しております。また、具体的に確定している案件はありませんが、5～7%以上の利回りが期待できる1件あたり30百万円程度の区分所有の分譲マンションを中心に物件の検討を進めています。すでに当社には数件の不動産の案件が持ち込まれており、精査している段階であります。

販売用不動産取得における資金の347百万円については、初期費用等（調査費用、財務・法律相談費用等）や不動産物件そのものの資金（取得のための資金等）として使用する予定であります。収益物件である不動産に関する情報収集、具体的な物件の発掘、選定、また、実際の交渉、手続等に関する専門家が不動産の販売の成約において重要となってきます。

加えて、候補不動産に関する物件調査を行う必要があり、これらに要する費用に充当する予定です。こうした先行費用は、案件の成否にかかわらず、常に先行して、かつ、継続的に支出することを要する者であり、当社が望む収益が見込める不動産を取得するためには不可欠な費用であります。

したがって、具体的な不動産に係る取得資金として使用するだけでなく、継続的な必要経費（専門家等に依頼する費用）として物件の販売額に対して3%程度を使用することも予定しております。また、現時点においては、具体的な物件が合意に至っているものではありませんが、平成30年1月から平成30年2月までの期間において充当する予定であります。また、平成30年1月から平成30年2月までの期間内において、当社が希望する不動産の物件を見つけることができなかつた又

は成約に至らず資金を充当できなかった場合においても、当社としては、引き続き、収益が見込める不動産の発掘を継続していき、成約した段階で、資金を支出していく意向であります。

② 新規マンション建設に向けた土地仕入資金

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載とおり、に記載とおり、区分所有以外に訪日中国人をターゲットとした新規一棟マンション（戸数：35戸 階数：地上10階建て 延床面積：404.92坪）の建設を文京区千駄木地区へ予定しております。文京区千駄木地区は不動産価格が都心部と比較して、高騰しておらず、十分に収益が見込める地区であると考えております。当該新規マンション建設に向けて、土地仕入れ資金として400百万円、マンション建設費用として485百万円を予定しており、本第三者割当増資による調達資金400百万円（本新株式の発行に調達した資金から25百万円、本新株予約権の行使により調達した資金から374百万円の計400百万円）にて建設用地の仕入れを行います。マンション建設費用（485百万円）については、別途手元資金及び貸付金の返済資金による充当を予定しております。なお更地での引き渡しとなることから、取り壊しに係る費用は発生しません。

本マンション建設用地の仕入れから販売はまでのスケジュールは以下の通り計画しており、土地仕入れ資金の支出は平成30年3月を予定しております。建設に係る費用は当社の手元資金から充当する予定であり、着工時期である平成30年4月に200百万円、竣工の進捗次第ではありますが、平成30年11～12月に残金の支払いを予定しております。

マンション建設用地の仕入	：平成30年3月
マンション建設着工	：平成30年4月
マンション竣工	：平成30年12月
販売予定時期	：平成30年12月～

交渉並びに調整段階であることから、具体的な工程表に則っておりませんので、上記の時期はあくまで予定であり今後変更される可能性があります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達する資金は、上記「3.（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載のとおり、将来にわたって収益を得られると当社が判断する販売用不動産取得の資金として347百万円、新規マンション建設に向けた土地仕入資金として、400百万円を予定しており当該資金に充当する予定であります。

これらの資金使途は、上記「3.（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載のとおり、企業価値及び株主価値を向上させると判断しているため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により調達する資金の使途には、合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

発行価格は、株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（平成30年1月9日）の終値を基準とし、各割当予定先との間で協議を重ねた結果、直前営業日の終値（387円）を基準とし、4.39%ディスカウントした370円といたしました。

また、本新株式の発行価格370円は本調達に係る取締役会決議日の前日までの最近1ヶ月平均322円に対して14.91%のプレミアム、前日までの最近3ヶ月平均289円に対して28.03%のプレミアム、前日までの最近6ヶ月平均255円に対して45.10%のディスカウントとなっております。

発行価格を株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値を基準とした経緯とし、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成 22 年 4 月 1 日付) (以下「日証協指針」といいます。)によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その発行価格は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価格)を基準として決定することとされているため、これに従い、当社取締役会決議日の直前営業日の終値を発行価格の基準といたしました。

また、ディスカウント率を 4.39%とした経緯につきましては、当社グループと割当予定先との間において本第三者割当の検討を行うにあたり、条件等の協議を進めていた平成 29 年 11 月下旬頃における直近の決算日である平成 29 年 12 月期第 3 四半期において経常損失を計上していることから割当予定先からディスカウントの要望があり、当社としましても、本新株式の発行によって財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速かつ確実に調達することができること、本第三者割当による資金調達が当社の企業価値増大に寄与していくとの認識のもと、割当予定先との協議を踏まえ決定したものであり、合理性があるものと判断いたしました。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社の監査役 3 名(うち 2 名が社外監査役)全員から、本新株式の発行は、取締役会決議の直前営業日の終値に基づくものであることから、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

そして、当社取締役会は、監査役 3 名から上記意見表明も踏まえ、全取締役の賛同の下、本新株式の発行を決議しております。

②本新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(住所:東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表者:代表取締役社長 能勢 元)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価 387 円(平成 30 年 1 月 9 日の終値)、権利行使価額 370 円、ボラティリティ 80.14%(平成 27 年 12 月から平成 29 年 12 月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間 2 年、リスクフリーレート▲0.139%(評価基準日における中期国債レート)、配当率 0%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権 1 個につき 518 円との結果を得ております。本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 378 円から 4.39%ディスカウントした 370 円といたしました。

ディスカウントした経緯につきましては、上述①本新株式の記載にもあるとおり、当社グループが平成 29 年 12 月期第 3 四半期において経常損失を計上していることから、割当予定先からディスカウントの要望があり、行使価額を決定いたしました。また、行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値を基準値として算定したのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

また、本新株式の発行価格 370 円は本調達に係る取締役会決議日の前日までの最近 1 ヶ月平均 322 円に対して 14.91%のプレミアム、前日までの最近 3 ヶ月平均 289 円に対して 28.03%のプレミアム、前日までの最近 6 ヶ月平均 255 円に対して 45.10%のディスカウントとなっております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載いたします。

i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日（平成 32 年 1 月 25 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われる可能性があることから、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは修正 CAPM により算定した株主資本コスト 6.73%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分 4.02%を加えた 10.75%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額 370 円に代替資金調達コスト分 40 円を加えた 410 円としております。なお、当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株式を発行することによる、1 株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

行使後の株価 = $(\text{行使時株価} \times \text{発行済株式総数} + \text{行使価額} \times \text{行使による発行株式数}) / (\text{発行済株式総数} + \text{行使による発行株式数})$

iv. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 1,935 株（最近 1 年間の日次売買高の中央値である 19,350 株の 10%）ずつ売却することができる前提を置いております。日次売買高の 10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 100%のうち平均してその 10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価値への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから、日次売買高の 10%という数値を採用しており、このような前提は妥当であると考えております。

これらを踏まえた上で、当社は本新株予約権の公正価値（1 個当たり 518 円）と本新株予約権の払込金額（1 個当たり 518 円）を比較し、本新株予約権を公正価値で発行することから、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役 3 名（うち 2 名は社外監査役）全員から、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも

独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。そして、当社取締役会においては、監査役3名から上記意見表明についての説明を受け、取締役全員の賛同のもと、本新株予約権の発行を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式及び本新株予約権発行に係る潜在株式数は、それぞれ1,011,100株及び1,011,100株の合計2,022,200株(議決権個数は20,222個)であり、平成29年6月30日現在の当社発行済株式総数10,111,300株に対して20.00%、同日現在の議決権総数101,160個に対しては20.00%となります。そのため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、一定の希薄化が生じることになります。

しかしながら本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

また、割当予定先であるチャイナトラベル1号ファンド並びにチャイナトラベル2号ファンドは、本新株式の割当及び本新株予約権を行使して取得した当社株式(2,022,200株)を中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当社株式の直近1か月間の1日当たりの平均出来高は327,472株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は181,100株、直近6か月間の1日当たりの平均出来高は139,146株、となっており、一定の流動性を有しております。また、チャイナトラベル1号ファンド並びにチャイナトラベル2号ファンドが本新株式及び本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数2,022,200株を本新株予約権の行使期間である1年間(245日/年営業日で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は8,253株(小数点以下切捨て)となり、上記直近1か月間の1日当たりの平均出来高の2.52%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の4.56%、直近6か月間の1日当たりの平均出来高の5.93%となるため、これらの売却が市場内で短期間に行われた場合には、市場で流通する当社株式の株価に影響を与える可能性があります。しかしながら、割当予定先であるチャイナトラベル1号ファンド並びにチャイナトラベル2号ファンドが、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明していることから、当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものになると考えられます。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

チャイナトラベル1号有限責任事業組合

① 名 称	チャイナトラベル1号有限責任事業組合	
② 所 在 地	東京都港区六本木五丁目18番18号 プレシヤス六本木ビル2F	
③ 設 立 根 拠 等	有限責任事業組合契約に関する法律に基づくLLP	
④ 組 成 目 的	日本国内の上場会社の株式の取得、運用	
⑤ 組 成 日	平成29年10月18日	
⑥ 出 資 の 総 額	500,000,000円	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	洪昊 JAPAN 株式会社 99.9%	
⑧ 業 務 総 括 組 合 員 の 概 要	名称	洪昊 JAPAN 株式会社
	所在地	東京都港区六本木五丁目18番18号 プレシヤス六本木ビル2F
	代表者の役職・氏名	楊 聖浩
	事業内容	有限責任事業組合財産の運用・管理
	資本金	1,000,000円
⑨ 上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

チャイナトラベル2号有限責任事業組合

① 名 称	チャイナトラベル2号有限責任事業組合	
② 所 在 地	東京都港区六本木五丁目18番18号 プレシヤス六本木ビル2F	
③ 設 立 根 拠 等	有限責任事業組合契約に関する法律に基づくLLP	
④ 組 成 目 的	日本国内の上場会社の株式の取得、運用	
⑤ 組 成 日	平成29年10月18日	
⑥ 出 資 の 総 額	300,000,000円	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	洪昊 JAPAN 株式会社 99.9%	

⑧ 業務総括組合員の概要	名称	洪昊 JAPAN 株式会社
	所在地	東京都港区六本木五丁目 18 番 18 号 プレシヤス六本木ビル 2F
	代表者の役職・氏名	楊 聖浩
	事業内容	有限責任事業組合の運用・管理
	資本金	1,000,000 円
⑨ 上場会社と当該ファンドとの関係等	資本関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は本資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の経営方針・経営戦略、及び資金調達の時期等、当社の状況を理解していただける割当予定先であるかどうかを重視し、検討を行ってまいりました。

そうした中、当社は、当社役員である西岡進との間で過去より旧知の仲であり、証券会社の経験および中国国内でのビジネスネットワークを有する洪昊 JAPAN の代表を務める楊聖浩氏へ相談し、協議を開始いたしました。

当社は洪昊 JAPAN に対して、当社の経営方針・経営戦略、財務内容及び新たな取り組みである不動産視察ツアーを含めた経営戦略等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。その上で、当社は投資業を主たる事業とする同社から、将来的な株式価値の向上が望めるものと投資判断頂き、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株式及び本新株予約権を同社に割り当てる手法の提案を受けました。この提案内容は、当社が事業規模の拡大を目的とし、経営方針・経営戦略に基づく先行投資を行うという資金使途の性質に合致するとともに、資金調達の実現性の観点からも優れたものでございました。

また、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせ今回の資金調達のスキームは、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速かつ確実に調達することができるのと同時に、本新株予約権の発行により、割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断いたしました。以上より、当社は、同社を割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先であるチャイナトラベル1号ファンド並びにチャイナトラベル2号ファンドより株式の保有方針について、チャイナトラベル1号ファンド並びにチャイナトラベル2号ファンドが当社の新株式及び本新株予約権を引き受ける目的で組成されており、短期的なキャピタルゲインを目的としている

ため保有方針は純投資とのことです。各引受予定先はキャピタルゲインの獲得のみを目的としているため、当社の株価の動向によりある水準のキャピタルゲインが得られる場合には、当社株式及び新株予約権の行使によって入手した当社株式を市場で売却する意向であります。当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う意向であることの説明を口頭で受けております。

なお、当社は、各割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株式及び本新株予約権に係る払込みについて、割当予定先であるチャイナトラベル1号ファンド並びにチャイナトラベル2号ファンドは割当予定先の組合員である洪昊 JAPAN 株式会社（以下、「洪昊 JAPAN」といいます。）の出資により投資実行する組合であることから、洪昊 JAPAN の平成29年11月9日時点の預金残高を、洪昊 JAPAN を名義人とする銀行口座に係る通帳口座残高の写しにより確認し、当該割当予定先が本新株式及び本新株予約権に係る払込みに十分な現預金を保有していることを確認しております。また届出書提出日現在において、洪昊 JAPAN より各割当予定先であるチャイナトラベル1号ファンドへ500百万円並びにチャイナトラベル2号ファンドへ300百万円の払込がなされていることを各割当予定先の銀行口座の写しにより確認しております。なおチャイナトラベル2号ファンドは、本新株予約権の行使に係る資金の全額を現時点で有していることは確認できておりませんが、洪昊 JAPAN からは、本新株予約権の一部を行使して取得した当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して、本新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を口頭で確認しており、資金面で問題はないと判断しております。

また、当社が確認しました洪昊 JAPAN の資金につきましては、洪昊 JAPAN 株式会社の株主である上海洪昊投資顧問が洪昊 JAPAN に融資している資金（金額：800百万円 返済期日：平成32年11月9日 年利：1.0%）である旨を書面にて確認しております。

(5) 割当予定先の実態

割当予定先であるチャイナトラベル1号ファンド、チャイナトラベル2号ファンド並びに主たる出資者である洪昊 JAPAN、さらに洪昊 JAPAN の株主及びその代表者（楊聖浩氏）が反社会的勢力の影響を受けているか否か、割当予定先が犯罪歴を有するか否か、並びに警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて独自の専門の信用調査機関（株式会社セキュリティ&リサーチ 東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役 羽田寿次）に調査を依頼しました。その調査結果として、割当予定先等が反社会勢力との取引関係および資本関係を一切有していないことを確認し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

なお、割当予定先であるチャイナトラベル1号ファンド並びにチャイナトラベル2号ファンドならびに洪昊 JAPAN につきましては、反社会的勢力との関係を有していないかどうかの調査に加えて、実在しているかどうかの調査も併せて委託しており、当社として実在していることを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 本新株式割当後の大株主の状況

募集前（平成29年6月30日現在）		募集後	
株式会社ランドネットワーク	25.52%	株式会社ランドネットワーク	23.20%
株式会社ウエスト	12.16%	株式会社ウエスト	11.06%
株式会社イーストアンドウエスト	10.04%	株式会社イーストアンドウエスト	9.13%

西岡 江美	3.46%	チャイナトラベル1号有限責任事業組合	4.55%
西岡 勇人	3.46%	チャイナトラベル2号有限責任事業組合	4.55%
西岡 夏奈子	3.46%	西岡 江美	3.15%
森 利子	3.25%	西岡 勇人	3.15%
株式会社カプセルデヴィジョン	2.52%	西岡 夏奈子	3.15%
株式会社ピーチジャム	2.47%	森 利子	2.96%
西塚 美紀	1.98%	株式会社カプセルデヴィジョン	2.29%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
2. 平成29年6月末日時点の株主名簿を基にして作成しております。

(2) 本新株式割当及び本新株予約権全部行使後の大株主の状況

募集前 (平成29年6月30日現在)		募集後	
株式会社ランドネットワーク	25.52%	株式会社ランドネットワーク	21.26%
株式会社ウエスト	12.16%	株式会社ウエスト	10.14%
株式会社イーストアンドウエスト	10.04%	株式会社イーストアンドウエスト	8.37%
西岡 江美	3.46%	チャイナトラベル1号有限責任事業組合	8.33%
西岡 勇人	3.46%	チャイナトラベル2号有限責任事業組合	8.33%
西岡 夏奈子	3.46%	西岡 江美	2.88%
森 利子	3.25%	西岡 勇人	2.88%
株式会社カプセルデヴィジョン	2.52%	西岡 夏奈子	2.88%
株式会社ピーチジャム	2.47%	森 利子	2.71%
西塚 美紀	1.98%	株式会社カプセルデヴィジョン	2.10%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
2. 平成29年6月末日時点の株主名簿を基にして作成しております。
3. 割当予定先であるチャイナトラベル1号ファンド並びにチャイナトラベル2号ファンドの割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。

8. 今後の見通し

本第三者割当による新株式及び新株予約権発行の発行による当社の平成30年12月期の業績に及ぼす影響は精査中であり、現段階で見積もることは困難であるため、現時点では未定とさせていただきます。今後、業績への影響を精査し、今修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

また、本第三者割当による本新株予約権が一度に行使された場合は、「その他の関係会社」の異動に該当する可能性がございますので、今後、公表すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
連結売上高	2,488百万円	2,703百万円	2,465百万円
連結営業利益	189百万円	46百万円	50百万円
連結経常利益	188百万円	130百万円	65百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	158百万円	39百万円	58百万円
1株当たり連結当期純利益	15.85円	3.96円	5.80円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり連結純資産	163.35円	167.31円	173.11円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

（平成30年1月10日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	10,111,300株	100%
現時点の転換価格（行使価格） における潜在株式数	－	－
下限値の転換価格（行使価格） における潜在株式数	－	－
上限値の転換価格（行使価格） における潜在株式数	－	－

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
始値	278.6円	188円	172円
高値	278.6円	340円	178円
安値	149円	163円	115円
終値	190円	172円	161円

（注）当社は、平成26年3月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、株価を調整して算出しております。

① 最近6か月間の状況

	29年7月	29年8月	29年9月	29年10月	29年11月	30年12月
始値	241円	216円	225円	247円	291円	295円
高値	251円	222円	230円	325円	297円	374円
安値	222円	195円	210円	230円	250円	280円
終値	222円	222円	225円	285円	297円	374円

② 決議日前営業日における株価

平成30年1月9日	
始値	391円
高値	404円

安 値	376 円
終 値	387 円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

11. 発行要項

本第三者割当の発行要項については、末尾に記載される別紙「ルーデン・ホールディングス株式会社 募集株式の発行要項」及び「ルーデン・ホールディングス株式会社 第11回新株予約権発行要項」をご参照ください。

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当増資により発行される新株式1,011,100株がチャイナトラベル1号ファンド並びにチャイナトラベル2号ファンドに割当てられるため、下記のとおり、当社の主要株主に異動が生じることになります。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに主要株主となる者

該当事項はありません。

(2) 主要株主に該当しなくなる予定の株主

① 名称	株式会社イーストアンドウエスト
② 本店所在地	東京都新宿区西新宿 6-20-7
③ 代表者の氏名・役職	代表取締役 津高健治
④ 事業内容	不動産賃貸業等

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (平成29年12月末現在)	10,156個 (1,015,600株)	10.04%	第3位
異動後	10,156個 (1,015,600株)	9.13%	第3位

4. 異動予定年月日

平成30年1月26日

5. 今後の見通し

前記「I. 本第三者割当による新株式の発行 8. 今後の見通し」をご参照ください。

(別紙)

ルーデン・ホールディングス株式会社
募集新株式の発行要項

1. 募集株式の種類	当社普通株式 1,011,100 株
2. 払込金額	1 株につき 370 円
3. 払込金額の総額	374,107,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額	資本金 金 187,053,500 円 資本準備金 金 187,053,500 円
5. 申込期日	平成 30 年 1 月 26 日
6. 払込期間	平成 30 年 1 月 26 日
7. 募集又は割当方法	第三者割当による
8. 割当先及び割当株式数	チャイナトラベル 1 号有限責任事業組合 1,011,100 株
9. 払込取扱場所	三井住友銀行
10. その他	①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 ②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

ルーデン・ホールディングス株式会社
第11回新株予約権発行要項

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。
申込期日	平成30年1月26日
割当日	平成30年1月26日
払込期日	平成30年1月26日
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数1,011,100株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」といいます。）は、金370円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整する。</p>

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融

	<p>商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>379,344,498 円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、本表別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成30年1月26日から平成32年1月25日までとする。(但し、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 ルーデン・ホールディングス株式会社 総務部 東京都新宿区西新宿七丁目22番36号 三井花桐ビル4階</p>

	<p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友銀行 新宿西口支店 東京都新宿区</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の当該権利の譲渡については、禁止される旨の制限を付けております。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」といいます。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>④ 新株予約権を行使することのできる期間 別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別欄「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる</p>

	<p>価額とする。</p> <p>⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件別欄「新株予約権の行使の条件」及び別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以 上